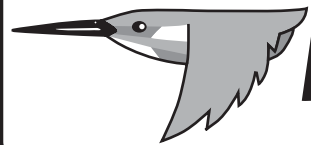


宇治市議会だより



号外
平成22年11月14日
(2010年)
発行 宇治市議会
〒611-8501
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話 20-8747 (直)
編集 議会基本条例制定検討委員会
ホームページアドレス: <http://www.city.uji.kyoto.jp/gikai/>

議会基本条例(素案)を作成!!

市民の意見を募集 11月30日まで

▶ 9月定例会の議場風景



宇治市議会基本条例は、宇治市議会の基本となる事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的として制定するものです。

宇治市議会は、これまで積極的に議会改革に取り組んできました。さらなる市民福祉の向上及び市政の発展のために2009年(平成21年)9月に議会基本条例制定検討委員会を立ち上げ、議会改革の集大成ともいえる宇治市議会基本条例の素案作成に取り組み、論議を重ねてきました。この度「宇治市議会基本条例(素案)」を取りまとめましたので、市民の皆さんからのご意見等を募集します。今後、この素案に対するご意見等を考慮して更なる検討を進めてまいります。

ご意見等の募集

●ご意見等を応募できる方
本市にお住まい、お勤め、ご通学の方等(詳しくは、パブリックコメントのご案内をご覧ください)

【Eメール】 gikajimukyoku@city.uji.kyoto.jp
【その他】市内公共施設に設置の「市民の声投書箱」
●募集期間
11月30日(火) 必着
●お問い合わせ
議会事務局までお願いいたします。また、パブリックコメントのご案内は、宇治市議会ホームページにも掲載しております。

●ご案内の配布場所
内は、市役所(議会事務局・行政資料コーナー)のほか、市の主な公共施設または、市議会ホームページの「お知らせ」からも取得できます。

提出の方法

所定の用紙等に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、左記の提出先のいずれかへ提出してください。

提出先

持参 議会事務局(宇治市議会棟2階)
郵便 〒611-8501(住所省略可) 宇治市議会事務局宛
ファクス (0774) 20-8786

「市議会ホームページ」
<http://www.city.uji.kyoto.jp/gikai/> 宇治市議会トップページ↓お知らせ↓パブリックコメント

●提出されたご意見等
提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
また、ご意見等の取りまとめの結果及び回答につきましては、12月頃宇治市議会ホームページに公表予定です。

◎議会基本条例(素案)の市民説明会を開催します

日時 11月17日(水)
午後7時から

場所 市役所南側
議会棟3階

第3委員会室

お気軽にお越しください。

宇治市議会基本条例(素案)

宇治市民から選挙で選ばれた議員により構成される宇治市議会は議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた宇治市長とともに、宇治市の代表機関を構成する。

議会及び議員は、二元代表制の下、真の地方自治を実現するために、その権能を十分に発揮し市民の信託にこたえる責務がある。

ここに、議会及び議員は、日本国憲法を遵守し、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民から選ばれた市民全体の奉仕者であることの誇りを持ち、市民の意向を的確に反映し、市民に開かれ信頼される議会を築き、全力を挙げて市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

第1章 目的 (目的)

第1条 この条例は、宇治市議会(以下「議会」という。)の基本となる事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則 (議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営を監視するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員の自由な論議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、宇治市議会会議規則(昭和32年宇治市議会規則第1号)、宇治市議会委員会条例(昭和32年宇治市条例第12号)及び議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員の自由な論議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

3 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。

4 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

5 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係 (市民との情報の共有)

第5条 議会は、その透明性を高めるために、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

2 議会は、すべての委員会及び全員協議会をはじめ宇治市議会会議規則に定める協議等の場を原則公開するものとする。

3 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(公聴会制度及び参考人制度)

第6条 委員会は、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。

(議会と市民との連携)

第7条 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するものとする。

2 議会は、前項の実効性を確保するため、市民と議会のつどいの開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、議会広報紙の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第4章 市長等と議会の関係 (市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等と常に緊張ある関係を維持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長等から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会で議決すべきものを条例で定めることができる。

第5章 自由討議の拡大 (自由討議の拡大)

第11条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由な論議を尽くさなければならない。

2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

第6章 政務調査費

(政務調査費の交付、公開、報告)

第12条 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

2 政務調査費の交付、公開、報告に関しては、別に条例等で定める。

第7章 議員の定数及び議員報酬 (議員定数)

第13条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、定数の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第14条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案しつつ、議員の議員活動及び社会生活が保障されるものでなければならない。

2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の 体制整備 (議会の体制整備)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修等の充実強化に努めるものとする。

3 議会は、議員の調査研究に資するために、地方自治法第100条第18項及び第19項の規定に基づき議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制強化)

第16条 議長は、議会及び議員活動等を補助する組織として、議会事務局の体制強化に努めなければならない。

第9章 最高規範性 (最高規範性)

第17条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員の任期期間中にこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

3 議会は、この条例の目的に従い、必要な関係条例等の充実に努めなければならない。

4 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。